

6 産直の考え方～組合員と生産者をつなぎ、ともに歩む産直を進めます～

1. 基本的な考え方

(1) 産直の定義

コープデリの産直は「産直の5つの基本」に基づき、産直団体と提携し、安全性が確保された新鮮でおいしい、環境にやさしい農水畜産物を安定的に供給し、持続可能な農水畜産業を目指す取り組みです。

「産直の5つの基本」

- ①生産地、生産者、生産、流通方法が明確である。
- ②記録・点検・検査による検証システムがある。
- ③持続可能な生産と、環境に配慮した事業を推進する。
- ④主産地、生産者団体との自立・対等を基礎としたパートナーシップを確立する。
- ⑤組合員と生産者との多面的な交流を推進する。

(2) 産直の範囲

- ①農産部門の生鮮食品（野菜、果実）
- ②畜産部門の生鮮食品（牛肉、豚肉、鶏肉）
- ③水産部門の生鮮食品および一次加工食品（塩漬、ボイルなど）
- ④米、雑穀、豆類
- ⑤鶏卵
- ⑥牛乳

2. 産直団体

(1) 産直団体の要件

- ①生産、流通方法が明確であること
- ②選別基準が明確であること
- ③生産物の安全性確保・環境保全・労働安全を目的とした生産工程管理を行っている、または導入を目指していること。
※農産、米部門は適正農業規範に取り組むこと
- ④生産者と組合員・職員との多面的な交流を推進すること

(2) 産直団体の認定

商品部が要件に沿って生産者団体の取り組み状況を評価し、産直団体の認定を行います。また、常任理事会と商品委員会に報告します。

(3) 産直団体の配置

- ①年間を通して安定した商品調達を可能とするために、バランスのとれた産地配置を行います。
- ②外的要因による産地被害を想定し、全国またはコープデリエリア内でリスクを分散できる産地配置を行います。
- ③コープデリエリアの産直団体のネットワークを構築し、地域の食と食料生産を大切にする地産地消を推進する産地配置を行います。

3. 産直商品

(1) 産直商品の定義（産直商品がコープ商品の場合もあります）

- ①産直団体が生産する商品であること
- ②産地・品目ごとに、所定の仕様書で生産・流通などの下記の管理計画を明確にし、年次点検および更新を行うこと

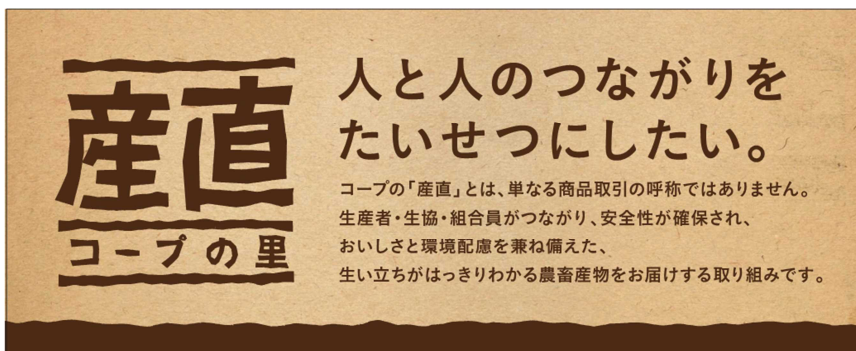
- ・生協の基準・ルール、生産者の生産方法・基準
 - ・農薬・動物医薬品等の使用・管理計画
 - ・「肥培・肥育」「収穫」「流通」「加工」などの管理計画
 - ・安定した「品質」「数量」「価格」で調達できること
 - ・「規格」（大きさ・重量等）に関する基準
 - ・「生産」「加工」「流通」に関する情報が正確に提供できること
 - ・事前に確認可能な、天候被害などの場合の緊急時対応。
- ③年度計画に基づき、産地点検を行うこと
- ④年度計画に基づき、企画前の商品検査を行うこと

(2) 手続き

- ①産直商品の開発・変更・廃止は、常任理事会での議決に基づき進め、商品委員会に報告します。
- ②産直商品かつコープ商品である商品は、コープ商品として開発・変更・廃止の手続きを行います。

(3) 産直マーク等の表示

- ①産直全体の表現は「産直コープの里」とします。



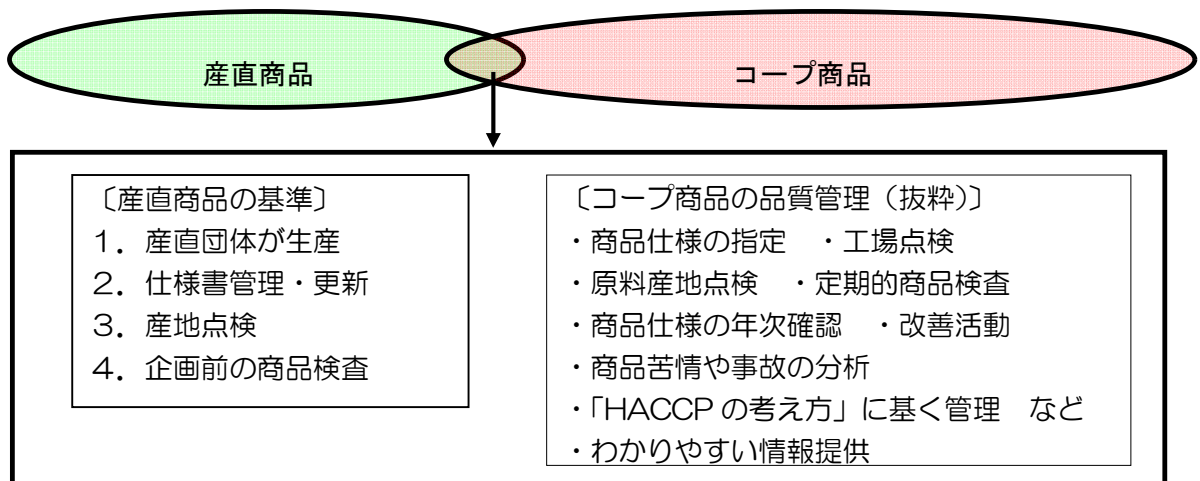
産直

産直

- ②産直商品には、商品包材・商品案内・POP等に「産直」マークで表示することを基本とします。
ただし、農産分野（野菜・果実）は包材等の管理の面から、商品へのマークの表示は基本的に行いません。

(4) 産直商品かつコープ商品である商品

- ①産直商品の基準とコープ商品の品質管理基準の双方を満たした商品です。開発する商品の範囲は米・牛乳・水産一次加工食品等です。



- ②産直商品かつコープ商品である商品には、「CO・OP」と「産直」の両方のマークを表示します。
また、商品名に「産直」を表記する場合があります。

(例) CO・OP 産直新潟佐渡コシヒカリ

(例) CO・OP 産直いばらき牛乳

(例) CO・OP 産直ぐんま牛乳

(例)CO・OP 産直八千代牛乳

(5) 特徴のある産直商品

- ①食味・食感、鮮度、品種、時期、生産方法など特徴のある産直商品は、「こだわり産直」として固有名称をブランドに位置づけます。(あまゆう、お米育ちシリーズ、稲穂のみのりたまごなど)
- ②「こだわり産直」を設定することで、商品の価値や生産者の努力を組合員にわかりやすく伝え、利用を広げ、産直ブランド全体の向上を図ります。
- ③「こだわり産直」に該当する産直商品は、商品部が認定し管理します。また、常任理事会および商品委員会に報告します。
- ④この他にも「初めて自分で作りました(若手生産者応援)」「組合員が手伝いました」「設立〇〇周年」など生産者を応援する企画に取り組みます。

(6) 産直商品の価格の考え方

- ①市場相場などを勘案しながら、適正価格を基本とします。適正価格とは、生産者にとって再生産が可能な価格であり、組合員にとって利用しやすい価格になるように、配慮した価格のことです。
- ②適正価格を維持できるように、市場価格が安すぎる時は少しでも買い支えるような対応をします。高すぎる時は、少しでも買いやすい価格になるように努めます。
- ③産直商品だから市場価格より高くてもよいという立場はとりません。商品の付加価値については、相応の価格対応で評価します。

(7) 産直商品の配置・品ぞろえの考え方

- ①産直商品を優先した配置・品ぞろえを行います。
- ②産直商品が調達できない場合は、産直以外の商品で配置・品ぞろえを行います。
- ③産直商品で全量調達できない場合は、代替として産直以外の商品で不足分を補います。

※産直商品以外の取り扱いルール

- ・基本的に生産地、生産・流通方法、選別基準が明確な商品です。
- ・不足時の代替、スポット販売などで調達する場合は、品質および流通ルートを確認して行います。
- ・産直商品の候補品として、調達する場合があります。
- ・産直団体から「産直以外の商品」として調達する場合があります。

(8) 産直商品の契約の考え方

- ①数量計画の相互確認を重視し、合理的で多様な契約形態を行います。
- ②特徴ある品目や生協からの要請による特定品目の生産、特別な生産方法を行う場合は、必要な費用分担、価格などを事前に確認します。
- ③豪雨被害など不測の事態に一定の対処ができる、積立基金のような制度を検討します。

(9) 産直商品の農薬・動物医薬品等の使用と管理

- ①農薬・動物用医薬品等に「危険」「安全」の区分はありません。科学的評価に基づき適切な管理を行うことが基本です。
- ②農薬・動物用医薬品等は、生産者が適正な使用・記録・管理を行うこと、そして生産者に対して組織的に適正使用の指導と点検を行うことを産直団体に要請します。
- ③「特定の農薬・動物用医薬品等」や「使用回数」などに特化した部分的な管理方法では不十分です。全て産直商品について、使用する全て農薬・動物用医薬品等を総合的に把握し管理します。
- ④農薬・動物用医薬品等の使用状況は、所定の仕様書および産地点検で確認します。

4. 産直加工用原料を使用した商品

(1) 産直加工用原料の基準

- ①産直団体が生産する加工用原料であること(産直商品を加工用原料として使用する場合あり)
- ②原料ごとに、所定のフォーマットで原料の生産・流通などの管理計画計画を明確にし、点検を行うこと

③計画に基き、産地点検を行うこと

④計画に基き、原料検査を行うこと

(2) 産直加工用原料を使用した商品の基準

①産直加工用原料を主たる原料として使用した商品であること

②コープ商品は、コープ商品として開発・変更・廃止の手続きを行うこと

③一般商品は、常任理事会と商品委員会に報告すること

(3) 表示

①産直加工用原料を使用したコープ商品は、「CO・OP」と「産直」の両方のマークを表示します。

また、商品名に「産直●●」「産直●●で作った」などの表記を基本とします。

(例)CO・OP 産直たまごで作ったカスタードプリン

(例)CO・OP 産直新潟佐渡コシヒカリで作った焼おにぎり

②産直加工用原料を使用した一般商品は、商品名に「産直●●」「産直●●で作った」などの表記を基本とします。また「産直」マークを表示する場合があります。

(例)孺恋産 産直キャベツのメンチカツ

(例)産直豚肉を使った八宝菜セット

5. 産直に準ずる輸入農畜産物

(1) 園地指定商品（農産）

①輸入農産物のうち、産直商品の基準に準ずる商品は「園地指定商品」とします。

②産地、品目ごとに、所定の仕様書で「肥培」「農薬使用」「収穫」「流通」などの管理計画を明確にし、年次点検および更新を行います。

③園地指定商品の開発・変更・廃止は、常任理事会での議決に基づき行います。

(2) 農場・加工場指定商品（畜産）

①輸入畜産物のうち、産直商品の基準に準ずる商品は「農場・加工場指定商品」とします。

②農場・加工場、品目ごとに、所定の仕様書で「肥育体系」「動物残留医薬使用」「包装資材」「流通」などの管理計画を明確にし、年次点検および更新を行います。

③農場・加工場指定商品の開発・変更・廃止は、常任理事会での議決に基づき行います。

6. 農水畜産物の生産・流通の革新と持続可能な地域・農水畜産業づくり

(1) 考え方

①生産者・消費者双方に価値をもたらす農水畜産物の生産・流通の革新と、持続可能な地域と農水畜産業づくりに特定の産直団体とともに取り組みます。

②定期的に産地を訪問し、課題と進捗状況を確認し意見交換しながら、パートナーシップを継続・強化していくことを目指します。

(2) 課題

①安定的・計画的な生産と供給（売場づくり）

②複数品目（部門）を網羅した取引推進

③新たな価値を持つ生産方法・商品（「こだわり産直」）の開発

④産直商品を主原料とした加工食品の開発、6次産業化の推進

⑤地域における耕畜連携・循環型農畜業の推進

⑥新規就農者や若手生産者の支援

⑦耕作放棄地再生利用の支援

⑧ITを活用した生産・流通

⑨「組合員の声」の産地・生産者へのフィードバック

⑩農水畜産業についての学びと商品利用につながる産地見学・交流、学習・体験プログラムの開発

⑪産地における再生可能エネルギーの創出・「電気の産直」、CO2 排出量削減、温暖化適応対策